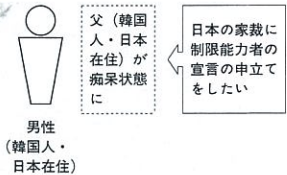


組見本 (B5判縮小)

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
 ●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

●在日外国人についての制限能力者宣言申立ては、
 家庭裁判所に申し立てることができるでしょうか。

事例 日本在住の韓国人の父親が痴呆状態となったが、その行為能力を制限したいと考えていますが、家庭裁判所に申し立てることによって、制限能力者の宣言(後見開始)を受けることができるでしょうか。



対応のポイント

日本在住の外国人も、日本法の原因を満たせば、日本において後見を受けることができます。

申立人	本人、配偶者、四親等以内
申立先	本人の住所地を管轄する家庭裁判所
届出書類	後見(補佐・補助)開始届出書
添付書類等	1 本人・申立人の戸籍事項証明書・出生証明書 2 本人の成年後見に関する診断書 3 本人の診断書 4 後見人候補者の戸籍事項証明書の発行するもの、成年後見人候補者の同意書

参考法令等 法の適用に関する通則法第16条、家事審判規則

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.6) 518-1 ⑩

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

法律上の留意点 手続の進め方 書類の作成方法を

事例式でわかりやすく解説!!

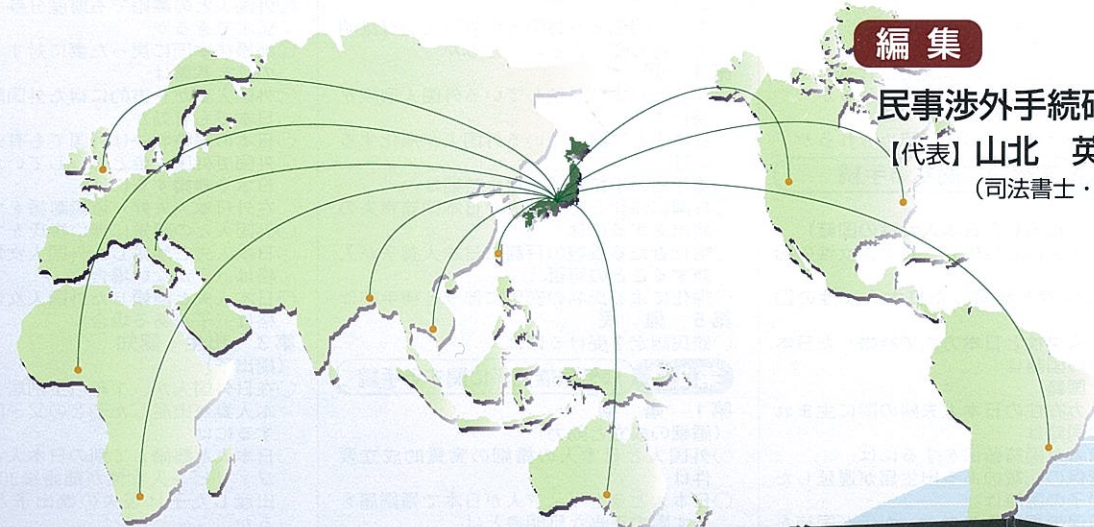
事例式

民事渉外の実務

手続・書式

編集

民事渉外手続研究会
 【代表】山北 英仁
 (司法書士・行政書士)



手続書式を豊富に登載!

各事例に即した記載入りの書式(申請書、申立書、届出書等)を豊富に登載しています。

民事渉外の実務の具体事例で解説!

一般的な事例から特殊事例まで、さまざまな事例に応じた対処方法や法律・手続上の留意点等をわかりやすく解説してあります。

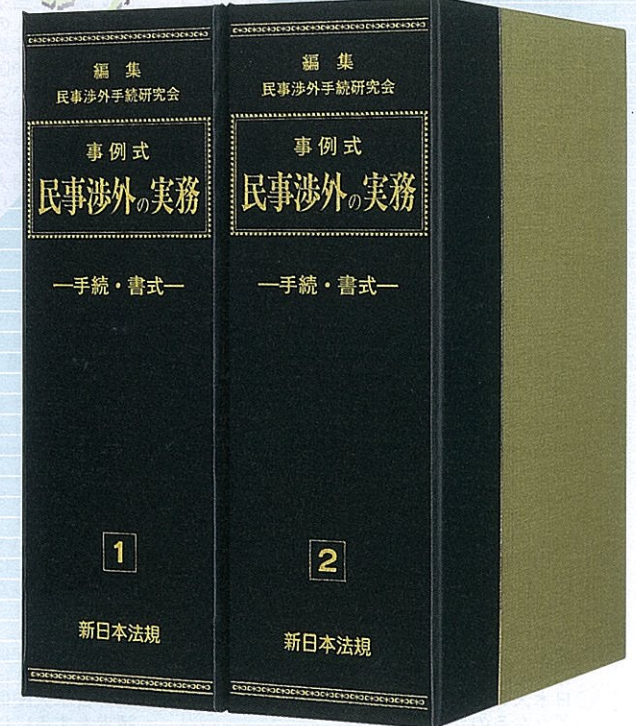
加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,950頁
 定価15,400円(本体14,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



掲 載 内 容

第1章 民事渉外手続

第1 法律行為の前提となる能力

- 国籍離脱後も日本に在留するには
- 日本人と結婚した外国人の入国許可の要件は
- 在日外国人についての制限能力者宣言申立てはできるか
- 在日外国人についての失踪宣告申立てはできるか
- 在日外国人と夫婦になる場合の準拠法は
- 常居所の認定は
- 密接関連法の決定は
- 反致による準拠法の決定は
- 公序則の適用とは
- 在日外国人に戸籍法は適用されるか
- 在外日本人に戸籍法は適用されるか

第2 裁判管轄権

- 国際裁判管轄はどの地に認められるか

第2章 国籍等に関する手続

第1 国籍

- 外国人と結婚した日本人女性の国籍
- スイス人男性と結婚した日本人女性の国籍は
- 韓国入男性と結婚した日本人女性の国籍は
- イラン人男性と日本方式で結婚した日本人女性の国籍は
- (出生と国籍)
- アメリカ在住の日本人夫婦の間に生まれた子の国籍は
- 重国籍者が国籍留保をするには
- 国籍留保の記載のある出生届が遅延した場合の子の国籍は
- 国籍留保の届出をしなかった子が国籍を再取得するには
- 法務大臣から国籍選択の催告を受けた者が日本国籍を失わないためには
- 国籍選択を懈怠した者が日本国籍を再取得するには
- 日本国籍を離脱するには
- 日本人父とタイ人母の間の非嫡出子が日本国籍を取得するには
- 内縁関係にある日本人男性と外国人女性が出生を機に婚姻する場合に、その子が日本国籍を取得するには
- 日本人男性と韓国人女性の間に生まれてくる子(非嫡出子)に日本国籍を取得させるには
- 出生により日本国籍を取得した子は、出生後の中国人男性の撫養認知により、旧国籍法23条が適用され、出生時にさかのぼって日本国籍を失うか

- (戸籍と国籍)
 - 国籍の有無と戸籍の記載の関係は
 - 就籍とは
 - 父母がともに知れない場合の就籍は
- ### 第2 入国管理
- 日本人の配偶者である外国人女性が永住許可を受けるには
 - 「日本人配偶者等」の在留資格を取得するには
 - 日本人との婚姻関係にあるが婚姻生活が破綻している外国人は「日本人の配偶者等」の在留資格を更新できるか
 - 日本人の実子である外国人の在留資格はどうなるのか
 - 在留資格を「留学」から「文化活動」に変更するには
 - 「技能」(コック)の在留資格の取得と在留期間の更新するには
 - 「親族訪問」の短期滞在ビザを取得するには
 - 在留資格を「留学」から「人文知識・国

- 際業務」に変更するには
- 転職に関わる就労資格証明書の交付申請は
- 日本に滞在しているアメリカ人が、母親の病氣見舞いに一時帰国する場合の手続は

第3 外国人登録

- 新規に外国人登録をするには
- 外国人登録証明書の見方について
- 不法滞在者が外国人登録をするには
- 居住地変更の登録をするには
- 登録事項を訂正するには
- 外国人登録証明書の引替交付を受けるには
- 外国人登録証明書の再交付を受けるには
- 登録事項の確認(切替交付)を受けるには
- 外国人登録証明書の再交付を受けるには
- 登録事項の確認(切替交付)を受けるには

第4 帰化

- 10年間日本に居住している外国人家族が帰化するには
 - 日本人と結婚している外国人が帰化するには
 - 帰化届の手続と効力発生時期は
 - 外国に帰化した日本人が日本国籍喪失の届出をするには
 - 帰化者たる養親の戸籍に日本人養子が入籍することの可否
 - 帰化による氏名の変更に伴う各種手続は
- ### 第5 難民
- 難民認定を受けるには

第3章 渉外家族関係に関する手続

第1 婚姻

- (婚姻の成立と効力)
- 外国人と日本人の婚姻の実質的成立要件は
- 日本人とラトヴィア人が日本で婚姻届を出す際の正当な証明書とは
- ルーマニア人の提出した前婚の離婚証明書は婚姻要件具備証明書となるか
- モルドバ共和国の結婚登録所発行の結婚の登記がないことの証明書は婚姻要件具備証明書となるか
- アメリカ人男女が日本で婚姻するには
- 日本人男女が外国で婚姻するには
- 日本人と中国人が中国で婚姻するには
- 日本人とフィリピン人が日本で婚姻するには
- サウジアラビア人と日本人が日本で婚姻するには
- ブラジル人を当事者とする婚姻の実質的成立要件と添付書面は
- 在留期限を超過して日本に在留する外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか
- 6か月前に日本人と離婚した外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか
- 7か月前に離婚した日本人女性は、インド人男性と日本で結婚できるか
- 日本人妻の氏を在日韓国人夫の通称氏に変更するには
- 本国に本妻のいる外国人との結婚(重婚)を取り消すには
- 中国で成立した婚姻意思を欠く婚姻を無効にするには
- (扶養義務)
- 在日外国人配偶者に対して婚姻費用分担請求をするには
- 在外日本人配偶者に対して婚姻費用分担請求をするには
- 外国人配偶者の親族に対して扶養義務を負うか
- 国際結婚をした夫婦間の財産問題の準拠法は
- 在日外国人夫婦の妻は夫の契約不履行について損害賠償責任を負うか
- 国際結婚をした夫婦の一方配偶者は他方

- 配偶者の債務の保証人になれるか
- ### 第2 離婚
- 浮気が度を越している在日外国人配偶者と離婚するには
 - 行方不明の外国人配偶者と離婚するには
 - 在日外国人夫婦は日本で離婚できるか
 - 一方が日本に在住している外国人夫婦は日本で協議離婚できるか
 - イタリア人夫と日本人妻とのオランダ国法上の登録パートナーシップ制度に基づく同居契約解消登録によって離婚は成立するか
 - 離婚制度のない国の国籍者と離婚できるか
 - 裁判離婚しか認めていない国の国籍者と協議離婚できるか
 - 外国人との離婚でも財産分与・慰謝料を請求できるか
 - 離婚後本国に戻った妻に対する慰謝料額の算定基準は
 - 外国人妻が一方的に得た外国離婚判決は日本でも有効か
 - 日本の離婚判決は外国でも有効か
 - 外国で外国人妻と暮らしていた日本人が日本で離婚するには
 - 在外日本人夫婦が協議離婚するには
 - 外国人との離婚に伴い復氏するには
 - 日本人夫と離婚した外国人女性の在留資格は(子がいない場合)
 - 日本人夫と離婚した外国人女性の在留資格は(子がある場合)
- ### 第3 出生・認知
- (嫡出子)
 - 在日外国人が、1年以上別居している日本人妻が産出した子との父子関係を否認するには
 - 日本人と離婚して別の日本人と再婚したフィリピン人女性が離婚後300日以内に産出した子は現夫の嫡出子と認められるか
 - 中国人父と韓国人母の間の嫡出子の称する氏は
 - (非嫡出子の認知)
 - 認知の準拠法と国際裁判管轄権は
 - 父の本国法上認知制度がない場合でも認知届は受理されるか
 - 外国人と婚姻中の日本人母からの非嫡出子の出生届は受理されるか
 - 外国人との間に生まれた子の認知届に国籍証明書を添付できない場合は
 - 虚偽の嫡出子出生届に認知届の効力はあるか
 - 洗礼証明書が認知を証する書面として認められる場合は
 - アメリカ・ハワイ州衛生局発行の父の記載のある出生証明書は、認知証書として認められるか
 - 家事審判法23条審判で外国人に認知請求できるか
 - 本国で死亡した父に対する認知の訴えを日本で提起できるか
 - 在日外国人女性が日本人男性によって認知された胎児を死産した場合の届出は
 - 在日外国人夫婦の嫡出子とされている実子を認知するには
 - 虚偽の出生届がなされ、外国人夫婦の嫡出子とされている実子との親子関係の存在を確認するには
 - 日本人男性と中国人女性の離婚後他の日本人男性から胎児認知された胎児が、離婚後300日以内に出生した場合、父子関係はどうなるか
 - ブラジル人女性は、認知によらず単独で非嫡出子出生届に父親の氏名を記載する旨の追完届を提出することができるか
 - 外国人母の非嫡出子が出生後に日本人男性から胎児認知された場合に日本国籍は取得できるか
 - 日本人男性がフィリピン人女性を同国の

- 方式により認知したとする報告的認知届は認められるか
 - (準正)
 - 準正の準拠法は
 - 内縁関係にある外国人父と日本人母との間に生まれた子は父母の婚姻によって嫡出子となれるか
- ### 第4 養子縁組・養子離縁
- (養子縁組)
 - 当事者の居住地が異なる養子縁組許可の国際的管轄権は
 - 養子縁組の実質的成立要件の準拠法は
 - 日本人が外国人を養子にするには
 - 未婚の日本人が外国人成年者を養子にするには①
 - 未婚の日本人が外国人成年者を養子にするには②
 - 旧中華民国法の撫養養子制度により日本人を養子にすることができるか
 - 日本人が中国(台湾)人を養子にするには
 - 在日フランス人夫婦と日本人未成年者の養子縁組は日本の家庭裁判所の許可で成立するか
 - 外国人が日本人配偶者の直系卑属を養子にするには
 - 外国人妻の非嫡出子と養子縁組するには
 - 日本人夫婦の養子になった外国人の国籍・氏は
 - 在日フランス人夫婦が日本人幼児を特別養子とするには
 - 外国で成立した特別養子縁組は日本でも有効か
 - 婚姻中の夫婦共同縁組を強制している国の者との養子縁組は
 - (養子離縁)
 - 在日フランス人夫婦と日本人未成年者の養子離縁の裁判管轄権は
 - アメリカ人夫婦は日本の裁判所に日本人未成年者との養子離縁を申し立てることができるか
 - 日本人夫婦が中国人間に生まれた未成年者と養子離縁するには
 - 在日外国人が日本でした特別養子縁組を解消するには
- ### 第5 親権・後見
- (親権)
 - 在日外国人夫婦の離婚に伴う親権者指定の準拠法と国際裁判管轄権は
 - 在日フィリピン夫婦の離婚に伴う親権者の指定は
 - 国籍の異なる夫婦が離婚した場合の親子間の扶養義務の準拠法は
 - 在日外国人女性が本国の父親に扶養の請求をするには
 - 離婚した日外国人夫婦の一方が行方不明の場合の養育責任者の決定は
 - 親権者である外国人母が死亡した場合、日本人父は親権者になれるか
 - 養親(日本人)が死亡した中国人少年の法定代理人は
 - 別居中の外国人夫からの外国判決に基づく子との面接交渉請求の効力は
 - 子の引渡しを命じる外国判決の効力は
 - 外国人女性が日本人男性との離婚判決中の子の監護に関する事項を変更するには
 - 外国人配偶者が本国に連れ去った子を人身保護法によって取り戻せるか
 - 在日外国人父母が子(未成年者)名義の不動産を担保にする場合の子の代理権者は
 - (後見)
 - 在日外国人未成年者の後見人選任の国際裁判管轄権と準拠法は
 - 親権者が本国において親権を行使できない場合、日本で未成年後見人を選任できるか
 - 外国の裁判所により後見人が選任された

- 場合、日本法上の後見はどうなるか
 - 後見人である外国人が日本に帰化した場合の被後見人の戸籍の記載は
- ### 第6 死亡・失踪
- 在日外国人の死亡の届出は
 - 在外日本人の死亡の届出は
 - 失踪した日外国人についての失踪宣告の申立てを日本でできるか
 - 死亡した夫(在日外国人)の親族との姻族関係を終了させるには
- ### 第7 相続・遺言
- (相続)
 - 渉外遺産分割事件の国際裁判管轄権は
 - 渉外相続事件の準拠法は
 - 「相続」の範囲と「先決問題」の準拠法は
 - 在日外国人が死亡した場合の相続は
 - 在日外国人の共同相続人の1人が自分の持分について勝手に締結した不動産売買契約は有効か
 - 外国人が有していた損害賠償請求権に相続性はあるか
 - 在日外国人親子間で遺産分割協議をする場合に、未成年者の代理人を選任するには
 - 在日韓国人が死亡した場合、相続人は日本で相続の限定承認・相続放棄できるか
 - 相続人のうちに行方不明者がある場合は
 - 在日外国人の世話をしていた日本人女性は相続財産の分与を請求できるか
 - 失踪宣告により開始する相続の準拠法は(遺言)
 - 在外日本人が外国で遺言するには
 - 在外日本人が日本方式とする遺言内容の準拠法は
 - 在日外国人が日本で遺言するには
 - 在日フランス人の遺言書は日本で検認できるか
 - 在日外国人の遺言書の署名が真正であることの証明方法は
 - 在日外国人の遺言執行者選任の国際裁判管轄権は
 - 在日外国人の遺言執行者の選任手続とその権限の準拠法は
 - 外国でされた遺言執行者選任は日本で承認されるか
 - 在日外国人が遺言書を書き換える場合の留意点は
- ## 第4章 渉外登記に関する手続

第1 渉外不動産登記

- (登記申請)
- 登記申請書等に外国文字を使用できるか
- 外国人は通称名で登記申請できるか
- 日本語を理解できない当事者と登記の立会いをするには
- 外国人が購入した国内不動産の登記申請書作成上の留意点は
- 外国会社が国内不動産に設定した抵当権の登記申請書作成上の留意点は
- 外国会社が登記申請する場合の委任状・印鑑証明書は
- 在外日本人が登記申請する場合の委任状・印鑑証明書は
- 外国会社が登記申請する場合の代表者の資格証明書は
- 外国人・在外日本人が登記申請する場合の住所を証する書面は
- 外国人である登記名義人の表示変更を証する書面は
- 登記済権利証・登記事項証明書の英訳の作成は
- 英訳書類の信憑性を担保するには
- (外国為替及び外国貿易法上の留意点)
- 非居住者が国内不動産の購入等をする場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
- 居住者が非居住者から金銭を借り入れる場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

- 非居住者が居住者に1年を超える貸付期間で1億円を超える金銭を貸し付ける場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
 - 非居住者が居住者から国内不動産に設定された抵当権を譲り受けた場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
 - 非居住者から国内不動産を購入した居住者が、外国にある銀行口座に代金を支払う場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
 - 居住者が国外不動産を購入し、代金を支払う場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
 - 居住者が所有する国外不動産を非居住者に売却し、代金を受領する場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
- ### 第2 渉外相続登記
- (登記申請)
 - 渉外相続登記と通常の相続登記との相違点は
 - 渉外数次相続の場合の留意点は
 - 外国人・在外日本人が登記申請する場合の委任状・印鑑証明書は
 - 外国人・在外日本人が登記申請する場合の住所を証する書面は
 - 外国人相続人の探索・特定の方法と相続を証する書面は
 - 外国人相続人がいる場合の遺産分割協議書作成上の留意点は
 - 外国で作成された遺言書に基づいて登記申請をする場合の留意点は
 - 相続人が外国人である場合でも特別受益証明書・相続放棄申述受理証明書を使用できるか
 - (各別別の登記申請上の留意点)
 - 被相続人が中国人である場合の登記申請上の留意点は
 - 被相続人が台湾人である場合の登記申請上の留意点は
 - 被相続人が韓国人である場合の登記申請上の留意点は
 - 被相続人が北朝鮮人である場合の登記申請上の留意点は
 - 被相続人がアメリカ人である場合の登記申請上の留意点は
 - 被相続人がカナダ人である場合の登記申請上の留意点は
- ### 第3 渉外商業登記
- (登記申請)
 - 外国会社がする登記の申請書等の使用文字は
 - 代表取締役の登記を通称名で申請できるか
 - 外国会社の登記事項についての留意点は
 - 日本における代表者が行方不明となっている場合の登記申請者は
 - 外国人が出資して設立する内国会社の定款作成と認証手続は
 - 外国人が代表取締役として内国会社設立の登記を申請する場合の留意点は
 - 内国会社の代表取締役として設立登記を申請する在外日本人の印鑑の証明方法は
 - 外国会社の登記事項を証明する書面は(駐在員事務所を設置する場合)
 - 外国会社が日本国内に駐在員事務所を設置する場合、外国会社の登記申請は必要か
 - (営業所を設置する場合)
 - 外国会社が日本国内に営業所を設置する場合の登記申請手続は
 - 外国会社が日本国内に営業所を設置する場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は
 - ()

附 録

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。